

運転免許証の 自主返納を支援します！

4/1 スタート



運転免許証自主返納制度って何？

高齢などの理由により、もう運転しないので運転免許証を返したいという方が、申請により運転免許証を返納する制度です。有効期限が切れ失効した場合は対象になりません。

■支援の目的

自ら運転免許証を返納した高齢者に対し、**タクシー料金の一部を助成**することにより、運転免許証の自主返納を支援し、高齢者の運転による交通事故を減少させることを目的とします。

■対象者

町内に住所を有する高齢者で、自主返納後に運転経歴証明書の交付を受けた方。
助成の対象となる期間は、運転経歴証明書の交付を受けた日の属する月から36月(3年)。
※役場申請時に満65歳以上の方が対象です。

■助成額

タクシー料金の助成は、1枚500円の運転免許証自主返納支援**助成券**を、年間20枚を限度として交付します。※助成券の有効期限は、毎年度の3月31日までです。

運転免許証自主返納支援助成券交付までの流れ

- ① 免許の自主返納を申請し、運転経歴証明書の交付を受けます。
警察署、運転免許センターで申請ができます。警察署で申請の場合は、交付まで約1か月かかります。
※証明用写真(3cm×2.4cm)、証紙代1,000円、印鑑(シャチハタ不可)が必要です。
- ② 運転経歴証明書の写しを持って、大町町役場で助成券の申請をし、交付を受けます。
※申請の際は、印鑑が必要となります。
- ③ タクシーの利用(助成券の利用方法)
助成券を使用するときは、運転経歴証明書を携行し、乗車時に乗務員に提示し、メーター表示額から1割引後の額に使用し、端数がある場合は現金で支払ってください。
- ④ 利用できるタクシー事業者
(有)大町観光タクシーの他に、杵島郡内に住所を有するタクシー事業者が利用できます。

お問い合わせ先 大町町役場総務課交通防災係 ☎ 82-3111